

富山市上下水道局告示第 2 6 5 号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成 2 3 年富山市上下水道局告示第 2 4 2 号）による。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日

富山市上下水道事業管理者 西田 政司

工 事 名	富山公共下水道奥田処理分区中島四丁目地区下水管改築工事
工 事 場 所	富山市中島四丁目外地内
工 事 番 号	公共 4 8
工事完成期限	令和 4 年 3 月 3 1 日 (ただし、国庫補助事業に係る繰越承認を受け、令和 4 年 6 月 3 0 日を完成期限とする工期延長を行う予定。)
工 事 概 要	1 管更生工 ϕ 2 5 0 m m 施工延長 L = 6 2 8 . 0 m 更生延長 L = 6 1 5 . 4 m 2 管更生工 ϕ 2 0 0 m m 施工延長 L = 9 1 . 5 m 更生延長 L = 8 9 . 7 m 3 開削工 P R P ϕ 2 0 0 m m 築造延長 L = 3 9 . 6 m 布設延長 L = 3 8 . 7 m 4 取付管 6 箇所

予 定 価 格	5 2 , 6 4 0 , 0 0 0 円 (消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 額 を 含 ま ない 。)	
審 査 基 準 日	入 札 参 加 資 格 の 審 査 は 、 令 和 3 年 1 2 月 6 日 時 点 の 事 実 を も っ て 行 う も の と す る 。	
入 札 参 加 資 格	地 域	主 たる 営 業 所 が 富 山 市 の 区 域 内 に あ る こ と 。
	業 種	土 木
	総 合 点 数 等	入 札 参 加 資 格 決 定 通 知 書 で 通 知 さ れ た 土 木 工 事 の 総 合 点 数 が 1 , 0 7 0 点 以 上 で あ る こ と 。
	施 工 実 績	平 成 1 8 年 4 月 1 日 以 降 に 官 公 庁 等 発 注 の 下 水 道 管 渠 (汚 水) に お け る 、 築 造 又 は 管 渠 更 生 工 事 の 元 請 と し て 、 こ の 工 事 の 予 定 価 格 の 3 割 以 上 の 金 額 の 施 工 実 績 が あ る こ と 。
	配 置 技 術 者	<p>1 2 級 土 木 施 工 管 理 技 士 (土 木) と 同 等 以 上 の 資 格 を 有 す る 者 で 、 か つ 、 審 査 基 準 日 に お い て 有 効 な 公 益 財 団 法 人 日 本 下 水 道 新 技 術 機 構 の 建 設 技 術 審 査 証 明 を 取 得 し て い る 管 渠 更 生 工 法 に 関 す る 講 習 等 の 認 定 証 又 は 修 了 証 を 有 す る 者 (以 下 「 2 級 土 木 施 工 管 理 技 士 (土 木) 等 」 と い う 。) を 配 置 で き る こ と 。</p> <p>た だ し 、 契 約 金 額 が 3 , 5 0 0 万 円 以 上 と な る 場 合 は 、 専 任 で 配 置 す る こ と と し 、 そ の 配 置 技 術 者 は 、 建 設 業 法 第 7 条 第 2 号 及 び 第 1 5 条 第 2 号 に 規 定 す る 営 業 所 ご と に 専 任 で 配 置 す る 技 術 者 (以 下 「 営 業 所 専 任 技 術 者 」 と い い 、 当 該 工 事 の 業 種 以 外 の 業 種 の 営 業 所 専 任 技 術 者 を 含 む 。) で ない こ と 。</p> <p>2 4 , 0 0 0 万 円 以 上 の 下 請 契 約 を 締 結 し て 工 事 を 施 工 す る 場 合 は 、 監 理 技 術 者 (監 理 技 術 者 資 格 者 証 及 び 監 理 技 術 者 講 習 修 了 証 を 有 す る 者 又 は こ れ に 準 ず る 者 を い う 。) の 資 格 を 有 す る 者 を 専 任 で 配 置 す る こ と と し 、 そ の 配 置 技 術 者 は 、 営 業 所 専 任 技 術 者 で ない こ と 。</p>

	<p>3 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書及び2に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けられる場合は、この限りでない。</p> <p>4 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認める。</p>
調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者	<p>1 契約金額が3,500万円未満の場合 2級土木施工管理技士（土木）等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p> <p>2 契約金額が3,500万円以上の場合 2級土木施工管理技士（土木）等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p>
その他	4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、土木一式工事についての特定建設業の許可を受けていること。
入札及び契約 を担当する課	富山市上下水道局契約出納課
契約条項等の 閲覧期間	令和3年11月22日から同年12月6日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）

設計図書に対する質問期間	令和3年11月22日から同月30日まで
質問に対する回答期限	令和3年12月2日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	令和3年12月6日午後5時00分
開札日時及び場所	令和3年12月7日午前9時30分から 富山市上下水道局2階第3会議室
調査基準価格	有（失格基準を適用する。）
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有